

## 長野市請負工事成績評定要領

### (趣旨)

第1 この要領は、長野市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公平かつ的確な評定を行い、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の範囲)

第2 評定の範囲は、長野市が発注する請負工事のうち、1件の請負金額が200万円を超えるしゅん工検査において実施するものとする。

### (評定者)

第3 評定者は、担当課検査職員、監督職員、検査職員とし、各評定者の定義は次に掲げるとおりとする。

(1) 担当課検査職員

工事担当課の所属長、又は所属長が指定した職員をいう。

(2) 監督職員

長野市契約規則第46条の規定により工事の監督を行う職員をいう。

(3) 検査職員

長野市契約規則第49条の規定により工事の検査を行う職員をいう。

### (評定の方法)

第4 評定者は、工事ごとに監督又は検査により確認した事項に基づき、独立して公正かつ公平に評価するものとする。

2 工事成績評定通知書は、別記様式第1-1によるものとする。

3 評定は、別紙-1～3の考査項目別運用表により行うものとする。

4 評定項目の「法令遵守等」は当該工事における状況を考慮するものとし、工事完了後において事実が生じた場合も対象とする。

5 工事部門の選定は、別紙4の長野市請負工事成績評定部門選定表によるものとする。

### (評定の除外)

第5 下記の各号に該当する場合は評定を実施しないことができる。

(1) 災害復旧等の応急工事もしくは緊急工事で比較的工期の短いもの。

(2) 会計局長が認めるもの。

### (工事評定点)

第6 工事評定点は、「法令遵守等」の評価項目を除き、評定者ごとの評定点に次に掲げる配分率を乗じて求めた点数の合計点数を、四捨五入により整数とした点数とする。

評定者別配分表

| 評定者 | 担当課検査職員 | 監督職員 | 検査職員 |
|-----|---------|------|------|
| 配分率 | 0. 2    | 0. 4 | 0. 4 |

2 評定における、項目別評定点は別表1のとおりとする。

3 前項による評定点に「法令遵守等」の評価点を減じて評定点とする。

**(評定の時期及び順序)**

第7 評定は、被評定工事のしゅん工確認後、下記に掲げる順序ですみやかに実施するものとする。

- (1) しゅん工確認後                      工事担当課検査職員評定・監督職員評定
- (2) しゅん工検査完了後              検査職員評定

**(工事成績の判定)**

第8 工事成績の判定は、前記評定の方法による評定点合計をもって、次の基準により判定するものとする。

| 判 定  | 工事成績評定点 |
|------|---------|
| 優    | 81～100  |
| 良    | 71～80   |
| 可    | 55～70   |
| やや不良 | 40～54   |
| 不良   | 40 未満   |

**(評定表の提出等)**

第9 会計局長は、前項の評定表をとりまとめ、毎年ごとに工事成績結果一覧表等を長野市優良工事表彰実施要領に基づき作成し、長野市請負工事審査委員会に提出するものとする。

**(評定結果の通知)**

第10 市長は、評定が完了した場合は、遅滞なく当該工事の受注者に対して、評定の結果を様式第1-1により通知するものとする。

**(評定の修正)**

第11 市長は、第10の通知した後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を様式第1-2により当該工事の受注者に通知するものとする。

**(説明請求等)**

第12 第10又は第11第2項による通知を受理した者は、通知を受けた日から起算して10日（長野市の休日を含めない。）以内に、市長に対し、書面により、評定の内容についての説明を請求することができるものとする。

2 市長は、前項による説明の請求があった場合は、様式第2により回答するものとする。

**(再説明請求等)**

第13 第12第2項の回答書を受理した者で、当該回答に不服のある者は、回答を受け

た日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、市長に対し、書面により、再説明を請求することができる。

- 2 市長は、前項による再説明の請求があった場合は、「長野市工事成績評定通知実施要領」第9に基づき、長野市工事成績評定審査委員会の審議を経てから様式第3により回答するものとする。

附 則

この要領は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和7年10月1日から施行する。